

「自転車安全利用街頭キャンペーン」の実施について

1 要旨・目的

広島県交通対策協議会（会長：広島県知事）では、新年度が始まり、自転車に乗り始める小学生や、自転車通学、塾通いを始める中・高校生などによる自転車の交通事故の増加が懸念される5月を「自転車マナーアップ強化月間」としています。

この取組を広く県民に周知するため、広島県、広島県警及び交通安全関係機関団体等による街頭キャンペーンを開催し、自転車利用者等に自転車の交通事故防止及び安全利用並びに自転車の交通反則通告制度の開始などを呼び掛けるものです。

是非、当日は取材をお願いします。

2 概要

- (1) 日時 令和8年5月1日（金）午後4時15分から
- (2) 場所 イオンモール広島祇園エキチカコート付近の連絡通路
（広島市安佐南区祇園3丁目2-1）
- (3) 内容 **自転車安全利用街頭キャンペーン開会式**
 ○主催者代表挨拶（環境県民局県民生活担当部長 梅田真紀）
 ○自転車安全利用宣言（県立祇園北高等学校生徒代表5名）
 ○交通安全啓発物品贈呈（県立祇園北高等学校へ自転車用反射材を贈呈）
 ○自転車安全利用等モデル校※指定書交付（安佐南警察署長 中迫幸夫）
 ※ 自転車事故で被害にあう生徒を一人でも減らすため、自転車ヘルメットの着用や安全利用に自発的かつ積極的な取組を行うことを宣言する学校を警察署が指定・公表する制度
街頭キャンペーン
 来店客等に対し、自転車安全利用啓発グッズ（チラシ・反射材）を配布し、自転車の安全利用等と呼びかける。
- (4) 参加者 県立祇園北高等学校生徒、広島県、広島県警察、広島市、（公財）広島県交通安全協会、広島市、安佐南警察署等
- (5) 主催 広島県交通対策協議会（31機関・団体）
- (6) その他 雨天決行

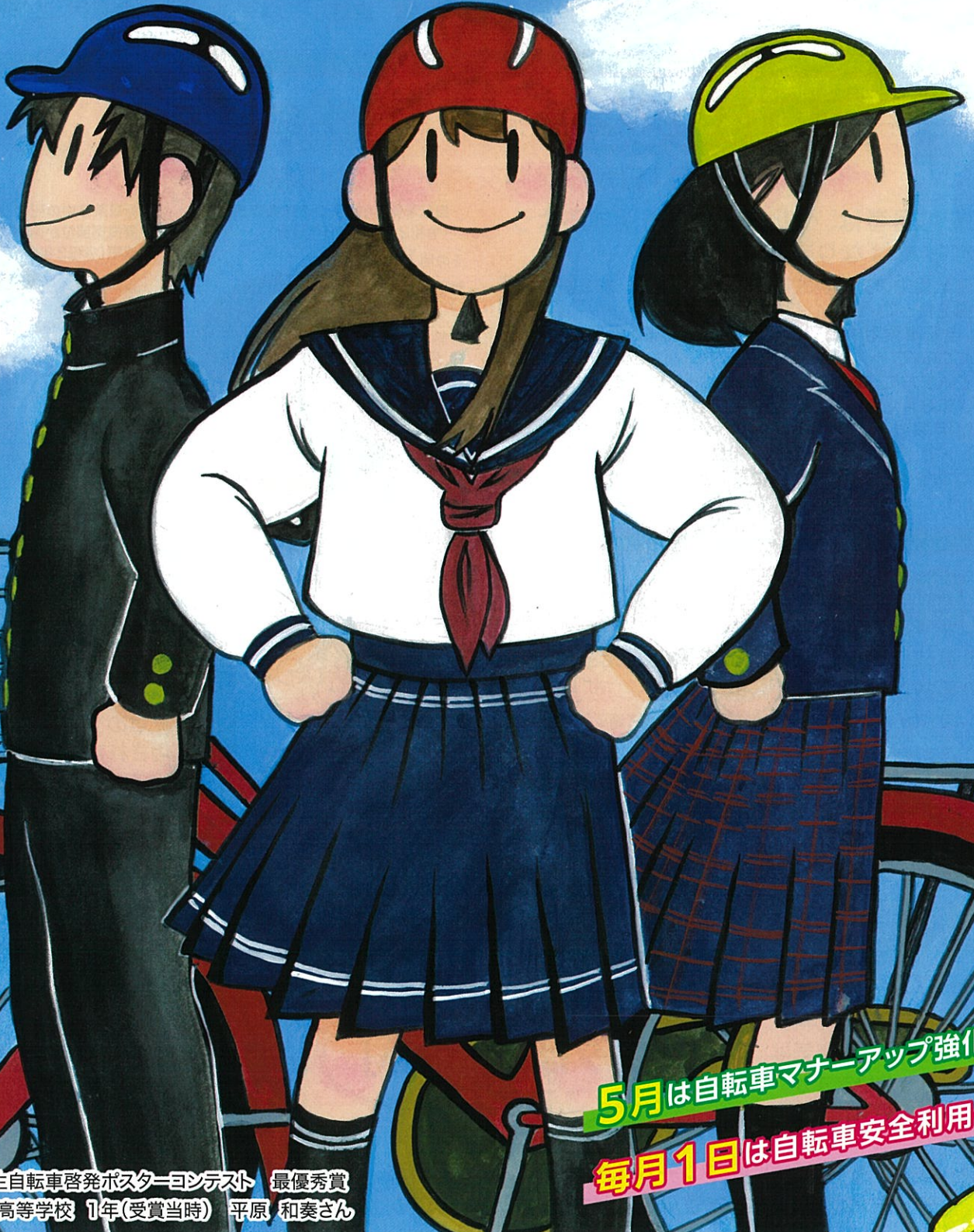
【参考】県内交通事故発生件数(令和8年1月～3月) 1,033件(うち自転車関連事故235件)

○ 自転車関連事故の状況（当事者、事故類型別） (件)

| 区分 | 幼児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 大学生 | 高齢者 (65歳以上) | その他 | 合計 |
|-------|-------------|----------|----------|----------|-----------|----------------|-----------|------------|
| 対歩行者 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 5 | 11 |
| 自転車相互 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 7 | 11 |
| 対自動車 | 出会い頭 | 0 | 4 | 6 | 17 | 5 | 10 | 101 |
| | 右左折 | 0 | 3 | 1 | 9 | 5 | 41 | 80 |
| | その他 | 0 | 0 | 3 | 5 | 0 | 19 | 32 |
| 自転車単独 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 対列車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 8 | 11 | 36 | 11 | 38 | 131 | 235 |

ヘルメット 命のお守り 忘れずに

令和8年広島県自転車マナーアップスローガン



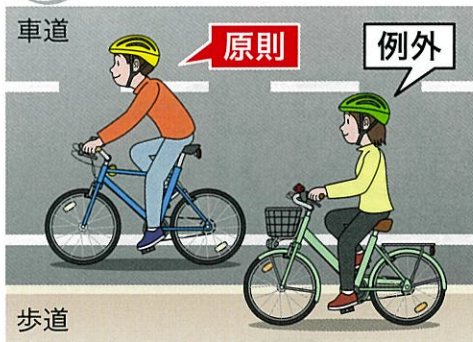
ひろしま高校生自転車啓発ポスターコンテスト 最優秀賞
広島県立熊野高等学校 1年(受賞当時) 平原 和奏さん

5月は自転車マナーアップ強化月間
毎月1日は自転車安全利用の日

広島県交通対策協議会 広島県自転車安全教育推進委員会
公益財団法人広島県交通安全協会・広島県交通安全活動推進センター

「自転車安全利用五則」を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、ヘルメットを着用!

【令和5年4月1日から道路交通法で努力義務化されました】

自転車利用者は、ヘルメットを着用するよう努めなければなりません。

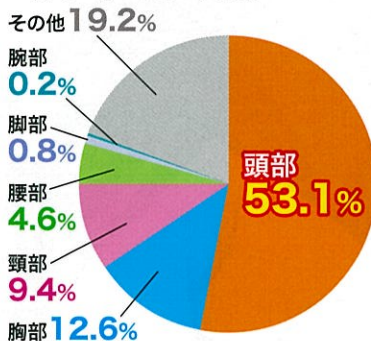
自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています。

また、自転車乗用中の交通事故で主に頭部を負傷した死者・重傷者について、ヘルメットを着用していなかった方の割合は、着用していた方に比べて約1.7倍高くなっています。

令和7年6月に警察庁が全国で実施した自転車乗車時のヘルメット着用率によれば、広島県のヘルメット着用率は11.5パーセントで、全国平均(21.2パーセント)よりも低い状況です。

大切な命を守るため、自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

●自転車乗用中の死者の致命傷部位
(令和2年～令和6年合計)



●自転車乗車中の死者・重傷者における主要損傷部位が頭部であった場合の構成率(令和2年～令和6年合計)



【出典:警察庁ホームページ参照】

自転車保険に加入しましょう!

自転車事故に係る高額賠償請求事例も発生しています。万一の事故に備えて、**自転車保険に加入**しましょう。



【令和5年4月1日から広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に係る条例で義務化されました】

《高額賠償事例》

小学生が夜間、自転車で帰宅中、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。
(神戸地方裁判所:平成25年7月判決)

賠償額
約9,521万円

令和8年4月1日から自転車の交通反則通告制度(青切符)開始!

16歳以上の者が行った自転車の交通違反に対して、適用されます。

詳しくはこちら→
自転車ルールブック



自転車の点検整備を忘れずに!

自転車を利用する前には、忘れず安全点検をしましょう。

ブ …ブレーキは、前後ともよく効きますか

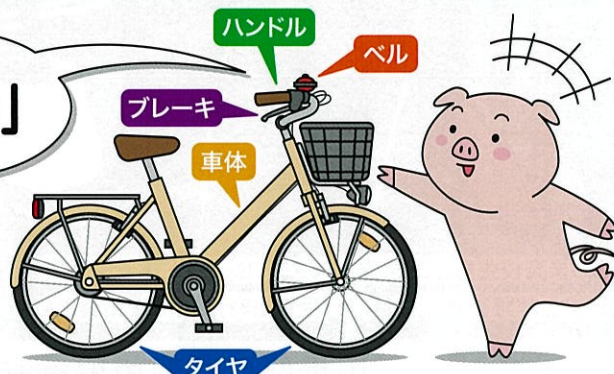
タ …タイヤの空気は入っていますか

は …ハンドルは曲がっていませんか

しゃ …車(シャ)体(サドル、フレーム)は曲がっていませんか、チェーンはゆるんでいませんか、反射板は付いていますか

べる …ベルはよく鳴りますか、壊れていませんか

合い言葉は「**ブタはしゃべる**」です。



広島県交通対策協議会構成組織・団体

- 1 広島地方検察庁
- 2 中国運輸局
- 3 第六管区海上保安本部
- 4 広島労働局
- 5 中国地方整備局
- 6 広島県市長会
- 7 広島県町村会
- 8 広島市
- 9 広島県教育委員会
- 10 広島県警察本部
- 11 広島県環境県民局
- 12 広島県健康福祉局
- 13 広島県土木建築局（土木建築局長）
- 14 広島県土木建築局（都市建築技術審議官）
- 15 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部
- 16 西日本高速道路株式会社中国支社
- 17 本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター
- 18 広島県道路公社
- 19 広島高速道路公社
- 20 公益財団法人 広島県交通安全協会
- 21 一般社団法人 広島県安全運転管理協議会
- 22 一般社団法人 広島県指定自動車学校協会
- 23 広島県交通安全母の会
- 24 広島県二輪車普及安全協会
- 25 一般社団法人 日本自動車連盟広島支部
- 26 公益社団法人 広島県バス協会
- 27 一般社団法人 広島県タクシー協会
- 28 広島県個人タクシー協会
- 29 公益社団法人 広島県トラック協会
- 30 公益財団法人 広島県老人クラブ連合会
- 31 自動車安全運転センター広島県事務所

ヘルメット着用

安全利用の取組

自転車安全利用等モデル事業所 自転車安全利用等モデル校



募 集 中

自転車安全利用等モデル事業所とは・・・

自転車事故で大きな被害にあう従業員を一人でも減らすため、自転車ヘルメットの着用や安全利用に自発的かつ積極的な取組（※下記事項）を行うことを宣言する事業所をいいます。（学校はモデル校）

取組事項

業務・通勤時のヘルメット着用を徹底



ヘルメット支給・購入制度の創設



※ その他の取組も含まれます。

ヘルメット着用率100%を目指す



従業員に交通安全教育を実施



対 象

広島県内に所在・事業活動を行う

- 自転車通勤・通学を認めている事業所や学校
- 業務に自転車を使用している事業所

認定の流れ

～認定条件～

- 自転車の安全利用を宣言すること
- 宣言内容について、積極的に取り組むこと

1 宣言書を記載する

記載用紙は

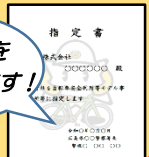
最寄りの警察署のほか
広島県警HP
にも掲載
しています

2 宣言書を最寄りの警察署に提出する



3 警察署長から指定を受ける

ヘルメットを着用させます!



事業所の皆さんは

「自転車安全利用等モデル事業所」に登録し、従業員の命を守りましょう!

なお、宣言していただいた事業所については、県警ホームページに掲載させていただきます。

※ 掲載希望されない事業所にあつては、宣言書にチェック欄がありますので、記載をお願いします。

お問い合わせ先

- 最寄りの警察署交通課窓口
- 広島県警察本部交通企画課 自転車小型モビリティ対策室まで
(代表：082-228-0110 内線：5026)



広島県警察